

第10回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成30年 4月27日 開会
平成30年 4月27日 閉会

浦幌町農業委員会

平成30年4月27日 第10回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時30分

閉会 午後3時35分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人
農地係長 小川 裕 之
主 事 河 上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について
- 日程第 5 議案第1号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 日程第 6 議案第2号 土地現況証明願について
- 日程第 7 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
- 日程第 9 議案第5号 農地法第4条の規程による許可申請について
- 日程第10 議案第6号 平成30年度農業委員会活動方針の策定について
- 日程第11 議案第7号 農用地利用集積計画の作成の要請について
- 日程第12 議案第8号 平成29年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成30年度農業委員会活動計画（案）について

4 議事内容 午後2時30分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めること

になっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第10回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号7番山村委員、8番廣富委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 報告第1号 農地賃貸借契約合意解約について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、報告第1号「農地賃貸借契約合意解約について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。報告第1号。農地賃貸借契約合意解約について。農地法第18条第6項の規定により、次のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。平成30年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

3ページをご覧ください。賃貸人は、統太に住所を有する方から委任を受けた農地利用集積円滑化団体、浦幌町。賃借人は、統太に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成26年2月1日に賃貸借されましたが、平成30年4月2日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。農業経営の廃止に伴う解約であります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 質疑が無いようですので、報告第1号は報告のとおりといたします。

●日程第5 議案第1号 下限面積（別段の面積）の設定について

○小川議長 次に日程第5、議案第1号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第1号。下限面積（別段の面積）の設定について。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積（別段の面積）について、次のとおり決定する。平成30年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

記、下限面積（別段の面積）2ヘクタール（変更なし）。

農地法第3条に規定する下限面積の設定については、農林水産省経営局長通達の農業委員会の適正な事務実施に、下限面積の周知及び公表が定められ、農業委員会は毎年、下限面積について設定又は修正の必要性について審議することとなっております。下限面積2ヘクタール以下で面積を設定した場合は別段面積となり、農地法施行規則第17条に以下の別段面積の基準が定められております。

別段の面積を定める基準は、農地法施行規則第17条で、1. 下限面積を下回る農家が全体の40%を超えないこととなっており、2015年農林業センサスで、町内農家230戸中2ヘクタール以上が226戸で、2ヘクタール未満の割合は1.8%の状況にあります。2. 耕作放棄地が相当数存在すること。3. 下限面積未満の農家数が増加し、農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用確保に支障が生じる場合があるときに別段の面積を定めることができることとなっておりますが、本町の農業経営の状況から勘案しても下限面積の変更の必要性は生じていないと判断し、下限面積を農地法第3条第2項第5号の規定に定める2ヘクタールとする内容であります。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第2号 土地現況証明願について

○小川議長 次に日程第6、議案第2号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書6ページをご覧ください。議案第2号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。平成30年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、帯広市に住所を有する方、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、4月6日に木南委員ほか3名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、山林でありました。議案書7ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でござい

ます。

○小川議長 只今の説明に関連して、地区担当委員の木南委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 本申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、4月6日に上浦幌地区委員で現地を確認したところ、樹木が生育しており、永年にわたって畑として耕作されていない状況であります。現況地目は山林でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第7 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第7、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

初めに、番号1番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号1番、伊藤委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(伊藤委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件3件でございます。

番号1番、譲渡人は、統太に住所を有する方の相続財産管理人、譲受人は、新町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、1.42平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書9ページから10ページに3条番号1の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号1番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため買い受ける内容であり、4月17日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の

許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号1番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号1番は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号1番、伊藤委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(伊藤委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○佐藤事務局長 議案第3号の番号1番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

○小川議長 それでは、次に番号2番、3番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。番号2番、譲渡人は、帯富に住所を有する方、譲受人は、新町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、53,772平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

番号3番、譲渡人は、統太に住所を有する方、譲受人は、新町に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、5,790平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲受人の希望により農地を売買する。譲受人は、規模拡大により経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書11ページから12ページに3条番号2、3の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の小野木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○小野木委員 番号2番、3番につきましては、只今事務局の説明のとおり、規模拡大により経営の安定を図るため買い受ける内容であり、4月17日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号2番、3番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号2番、3番は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第8 議案第4号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第8、議案第4号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書14ページをご覧ください。議案第4号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成30年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更2件の内容です。議案書15ページに、第4号議案説明資料として一覧表を添付しておりますので、この資料に沿って説明させていただきます。

番号1番、農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の目的は、経営規模の拡大のため、農機具の大型化を計画しているが、既存の農機具庫では手狭であることから新たに農機具庫を建設するものであります。用地選定理由としましては、農機具庫を建設するにあたり、現農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、49.9ヘクタールから679平方メートルを用途変更するもので問題はありません。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっておりません。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合は、

番号2番、農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の目的は、乳牛の飼養頭数が増えたことによる飼料不足の解消及び、飼料の確保が既存の施設では手狭であることから、バンカーサイロを新設するものであります。用地選定理由としましては、バンカーサイロを新設するにあたり、現農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、44.3ヘクタールから2,309平方メートルを用途変更するもので問題はありません。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地

の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっていません。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第4条第6項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場です。議案書16ページから29ページに、位置図、計画変更部分図、配置図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、本農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、変更に係る面積が10,000平方メートルを超えないので、異議がなければ、只今説明した農地転用に関する許可基準から見た意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長により変更計画の告示がなされて変更が決定となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第9 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第9、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書30ページをご覧ください。議案第5号。農地法第4条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

番号1番、申請人は、宝生に住所を有する方です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農機具庫の建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。

番号2番、申請人は、活平に住所を有する方です。申請地の内容につきましては、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、バンカーサイロの建設となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。

許可となる根拠といたしましては、農地法第4条第6項のただし書きで、農用地区域内にある農地を農用地利用計画に指定された用途に供するため、農地以外のものにしようとするとき、不許可の例外でございます。議案書31ページから38ページに資料として、位置図、施設配置図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第10 議案第6号 平成30年度農業委員会活動方針の策定について

○小川議長 次に日程第10、議案第6号「平成30年度農業委員会活動方針の策定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤事務局長 議案書の40ページをご覧ください。議案第6号。平成30年度農業委員会活動方針の策定について。このことについて、別紙のとおり活動方針を策定することについて審議されたい。平成30年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。

次のページの41ページをご覧ください。平成30年度浦幌町農業委員会活動方針。1. 活動目標。農業委員会は、全国統一組織理念である「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる“かけ橋”」を尊重し、全農業委員が一体となって地域農業及び農業者の利益代表機関である行政委員会として、高齢化、国際化、生産環境の保全等、今日的農業情勢に対応していく組織活動の強化と資質の研鑽に努めるとともに、活力のある農業振興の推進に取り組む。2. 重点方針。(1) 認定農業者など、意欲と能力のある担い手の育成及び創意工夫を活かす経営政策の確立支援。(2) 農地を守り経営視点に立った利用集積の促進。(3) 農業者、地域の声の農政への反映。(4) 農業委員会活動の強化及び組織改革に向けた取り組み。3. 活動方針。(1) 農地の有効利用の推進。(2) 農地の利用集積・集約化の推進。(3) 法定所掌事務の実施。(4) 地域農業振興対策の推進。(5) 担い手育成対策の推進。43ページをご覧ください。(6) 農業者年金対策の推進。(7) 情報活動の推進。4. 委員会体制の整備充実。(1) 農業委員会総会の開催。(2) 農地台帳等の整備。(3) 農業委員、職員の資質向上。以上が活動目標、重点方針、活動方針、委員会体制の整備充実の項目となります。基本的に昨年度と同内容としておりますが、昨年7月に農業委員の改選が行われ、改正後の農業委員会法では、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を、農業委員会の最も重要な事務とされ、その中の一つとして、担い手への農地利用の集積・集約化が位置付けられていることから、42ページ上段にあります(2)の項目及びその下段①の内容について、農地の利用集積・集約化と文言を統一しております。以上についてご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第11 議案第7号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第11、議案第7号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買3件の所有権移転案件と、賃貸借4件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、初めに所有権移転案件、番号1番～3番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書44ページをご覧ください。議案第7号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成30年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。議案書45ページより、ご説明申し上げます。売買案件3件、賃貸借案件4件の内容であります。

番号1番。所有権の移転を受ける者は、宝生に住所を有する方、所有権の移転をする者は、千歳市に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、4,531平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、平成30年5月1日。対価の支払期限は、平成30年5月31日。土地の引渡時期は、平成30年5月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。

番号2番。所有権の移転を受ける者は、万年に住所を有する方、所有権の移転をする者は、万年に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、18,339平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、平成30年5月1日。対価の支払期限は、平成30年8月31日。土地の引渡時期は、平成30年5月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。

番号3番。所有権の移転を受ける者は、万年に住所を有する方、所有権の移転をする者は、万年に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、1,698平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、平成30年5月1日。対価の支払期限は、平成30年8月31日。土地の引渡時期は、平成30年5月1日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。議案書47ページから49ページに、番号1から3までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第7号の番号1番～3番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号の番号1番～3番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に利用権設定案件、番号4番～7番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書45ページをご覧ください。番号4番。利用権の設定等を受ける者は、常室に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、留真に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、7筆合わせまして、60,403平方メートル、実耕作面積は、46,000平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年5月1日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号5番。利用権の設定等を受ける者は、留真に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、留真に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、8筆合わせまして、37,594平方メートル、実耕作面積は、34,746平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年5月1日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号6番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人、利用権の設定等をする者は、統太に住所を有する方から委任を受けた桜町の農地利用集積団滑化団体、浦幌町です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、85,819平方メートル、利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年5月1日から平成36年11月30日までの6年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号7番。利用権の設定等を受ける者は、統太に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、統太に住所を有する方から委任を受けた桜町の農地利用集積団滑化団体、浦幌町です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、35,491平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、賃貸借。利用権の時期は、平成30年5月1日から平成36年11月30日までの6年間です。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案書50ページから53ページに、番号4から7までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第7号の番号4番～7番を採決いたします。本案を

原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号の番号4番～7番は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第12 議案第8号 平成29年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度農業委員会活動計画(案)について

○小川議長 次に日程第12、議案第8号「平成29年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度農業委員会活動計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書54ページをご覧ください。議案第8号。平成29年度農業委員会活動計画の達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度農業委員会活動計画(案)について。平成30年4月27日提出。浦幌町農業委員会会長。昨年4月開催の第33回総会において、平成29年度農業委員会活動計画を決定し、その活動計画に基づき平成29年度農業委員会活動計画の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度農業委員会活動計画(案)について、別紙のとおり作成しましたので、ご提案いたします。

議案書55ページをお開きください。はじめに平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)でございます。時計文字Ⅰ、農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づいた数値により農業の概要を記載しており、農業委員会の現在の体制につきましては、新制度、旧制度に基づく農業委員数をそれぞれ記載しております。

時計文字Ⅱ、担い手への農地の利用集積、集約化についてですが、平成29年3月現在、浦幌町の農地面積は、11,622.3ヘクタールで、この内9,707.5ヘクタールが集積され、集積率は83.52パーセントであります。平成29年度の集積実績としましては、集積目標9,707.5ヘクタールに対しまして9,591.7ヘクタールが集積され、98.8パーセントの達成状況でありました。活動実績としましては、農地相談の実施、農用地利用調整会議、権利者調整委員会の開催を必要に応じて実施してきましたので、評価の案は、目標に対する評価の案及び活動に対する評価の案ともに「適正」とさせていただきます。

議案書57ページをお開きください。時計文字Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、過去3年間で2戸と2法人が新規参入されておりますが、平成29年度の参入実績としましては、参入目標1経営体に対しまして3経営体が参入され、目標を大きく上回り300パーセントの達成状況でありました。活動実績としましては、新規就農希望者の相談実施。認定農業者、担い手の各種相談、支援。家族経営協定の推進。農業青年人材銀行等による後継者、新規就農者等担い手確保としており、活動に対する評価の案は、目標は達成できたが、新規就農者や再認定を受けていなかった者に対する認定推進活動の場を増やしていく必要があるとさせていただきます。

時計文字Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、平成29年3月現在遊休農地は0ヘクタールで、平成29年度においても新たに遊休農地は発生しておりませんので実績も0ヘクタールとしております。農地の利用状況調査につきましては、いわゆる農地パトロールを

8月下旬から9月上旬にかけて3地区に分けて農業委員のほか事務局及び町産業課の職員により実施し、遊休農地への指導件数はありませんでした。活動実績としましては、農地利用状況調査を実施したが、遊休農地は見受けられなかったことから、活動に対する評価の案は、遊休農地の未然防止が図られたとさせていただきます。

議案書59ページをお開きください。時計文字V、違反転用への適正な対応についてですが、平成29年3月現在違反転用面積は、0ヘクタールで、平成29年度中においても新たな違反転用は発生しておりません。活動実績としましては、8月から9月に農地パトロール月間を設定し、地区ごとによる農地パトロールを実施し、耕作放棄地や低利用農地が発見された場合は所有者の意向を確認し、地域内の担い手等に利用集積など流動化について指導しました。活動に対する評価の案は、地区ごとによる農地パトロールの実施及び啓発活動、監視活動の実施により、違反転用を未然に防止できたとさせていただきます。

時計文字VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ではありますが、平成29年度1年間の農地法第3条に基づく許可事務の処理件数は、54件ですべて許可としており、また、農地転用に関する事務の処理件数は8件でありました。実施状況につきましては、記載のとおりとなっております、是正措置はございません。

議案書61ページをお開きください。3農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、報告書提出農地所有適格法人22法人のうち、6法人に督促を出しましたが、すべての法人から報告書が提出されております。4情報の提供等につきましては、記載のとおりとなっております、是正措置はございません。

時計文字VIII、事務の実施状況の公表等につきましては、記載のとおりであります。以上が、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）でございます。

議案書63ページをお開きください。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。時計文字I、農業委員会の状況につきましては、農林業センサス等に基づいた数値により農業の概要を記載しており、農業委員会の現在の体制につきましては、新制度に基づく農業委員数を記載しております。

時計文字II、担い手への農地の利用集積、集約化についてですが、平成30年度の目標及び活動計画については、現状維持を目標としております。活動計画は、農地相談の実施。農用地利用調整会議、権利者調整委員会を必要に応じて開催することとさせていただきます。

時計文字III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、平成30年度の目標を1経営体とし、活動計画としましては、関係機関と連携を密にしながら新たな担い手の発掘に努めるとさせていただきます。

議案書65ページをご覧ください。時計文字IV、遊休農地に関する措置につきましては、遊休農地の新たな発生を防ぎ、平成30年度の活動計画は、8月から9月にかけて農地パトロールを実施していきます。

時計文字V、違反転用への適正な対応につきましても、新たな発生を未然に防ぐため、農地パトロール及び農地相談の実施を活動計画とさせていただきます。以上が平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、本日、この平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平

成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を承認いただいた後、5月から30日間町ホームページに掲載しまして点検・評価（案）に対する町内の農業者の皆様のご意見を伺います。ご意見があれば、議案書62ページに記載の時計文字Ⅶ、地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容の項目に意見等を追加し、なければ、意見「無」とさせていただきます。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第10回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時35分閉会